

じんけん

## ながさき

じんけんは、  
21世紀の  
キーワード

いじめのない  
社会の手本は  
ぼくらから

長与町立高田中学校1年  
小辻伊義

この地球に  
生まれた命  
みな平等

長崎県立大村高等学校定時制4年  
浅倉結衣

うれしいな  
おもいやる  
あなたのとば  
そのきもち

碧仙市立西郷小学校1年  
白井 隆之介

生きるいみ  
かならずあるよ  
一人ずつ

佐々町立佐々小学校6年  
田上 健太郎

あなたに、とどきますように。



長崎県

## はじめに

長崎県では、“温もりと心の豊かさが実感できる 人権尊重社会の実現をめざして”を目標とした「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、国・市町・民間団体・企業等と連携協力しながら、学校、家庭・地域社会、企業・団体等であらゆる場における人権教育・啓発の推進に努めてきました。

そのために、身近な指導者の養成や学習プログラムの作成・公表に努めてまいりました結果、「人権・同和教育指導者」の登録者数は100名を超え、学校や公民館等などの研修会の講師依頼件数も増えてまいりました。

しかしながら、今年度実施した「人権に関する県民意識調査」によると、県内居住の20歳以上の1,487人の回答者の中で、講演会や研修会に参加したことがある人は344人（23.1%）にとどまり、様々な実施主体による学習機会の拡大が望まれるところです。

また、研修会後の感想・意見の中には「同和問題はそっとしておけばなくなる。研修会で取り上げない方がいい。」といった意見が寄せられることも少なくなく、引き続き、同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発や問題解決に向けた教育活動を積極的に推進していく必要があります。

この資料集は、今年度県内各地で開催した人権・同和教育研修会での講演資料を基に、同和問題についての理解を深めていただくための読み物資料と、参加体験型を取り入れた人権問題の学習プログラムを掲載しています。

人権教育・啓発活動に取り組む皆様や関係機関の活動の一助となれば幸いです。

平成23年3月

長崎県県民生活部人権・同和対策課長

# 目 次

CONTENTS

## はじめに

1. 講義録	<b>変化する「部落」観</b>	
－新たな人権教育・啓発の方法－		
長崎県人権教育啓発センター 阿 南 重 幸		…… 1

2. 体験的参加型学習による人権学習プログラム	
プログラム 1 「あなたも演出家?!」	19
プログラム 2 「団体旅行とぶつかって」	23
プログラム 3 「あなたのの人権感覚は？」	26

## 資料編

1. 新規購入ビデオ情報	30
2. 県内の人権・同和教育指導者の皆さん	35

# 変化する「部落」観

新たな人権教育・啓発の方法  
差別告発型から、差別克服型へ

長崎県人権教育啓発センター

阿南 重幸

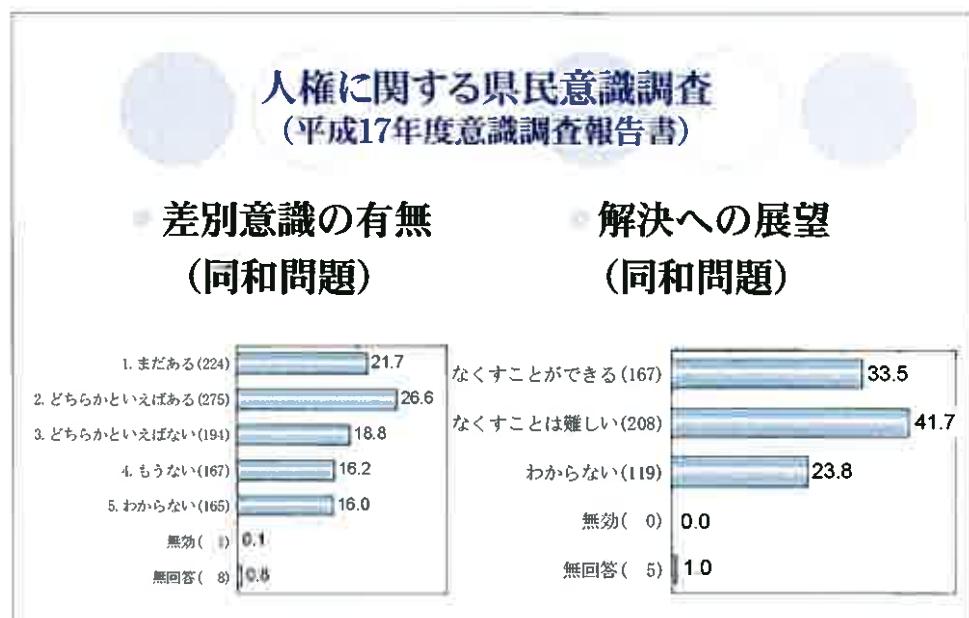
## はじめに

部落問題は、変化している（はずだ？）。ただ、私たちはその変化にどれほど気づいているだろうか。また、その変化とは何を意味しているのだろうか。

下の図は平成17年度実施された「人権に関する県民意識調査」で問われた、いずれも同和問題に関して「差別問題の有無」と「解決への展望」を聞いたものである。「有無」に関しては、「ある」が48.3%を示し、アンケートに答えていただいた方の半数程が「差別がある」とした。さらに「解決への展望」をたずねると、「できる」と答えた人が33.5%、「難しい」が41.7%であった。この数字を私たちはどのようにとらえたらよいのであろうか。「有無」「展望」とともに、厳しい数字であるから、人権教育・啓発をさらに推し進めなければならない。しかし、それだけで良いのだろうか。これまでの私たちは、おそらくここでとどまっていた。「なくすことには難しい」が「できる」を上回っていることは、実は深刻な事態をあらわしていないか。

ここで、思いあたったことが「変化」というキーワードである。同和問題に変化を当てはめてみると、それは同和問題が確実に克服されつつあることである。しかし、そのことにこれまであまり注目することがなかったと考えるのは筆者ばかりではあるまい。意識調査において、「難しい」が多いことを、教育や啓発の中身と関連するのではないかと考えた。差別事件として厳しい差別の実態が語られる。そしてこれが数十年間変わらずにという文脈であることが多い。

しかし、この数十年間で社会意識は確実に変わっている。そこで、差別告発型から差別克服型へというテーマも設定される。



人権教育に四つの側面（ための・としての・通じての・ついての）があるといわれる。「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（文部科学省）では、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を「自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動」であるとして、その要素を「人権に関する知的理義」と「人権感覚」に求めている。このうち、前者は、「ついての」に符合し、後者は「ための」（問題解決のための技能・スキル）と「通じての」（行動をもたらす態度・価値観）に関連づけられている。重要なことは、問題解決なのである。そのために、まず、知的理義（知らなければ始まらない）が求められる。しかしその目標も重要である。さきの変化とは現状認識（克服されつつある状態）をさす。二番目に行動を伴う態度（価値観）を育成するカリキュラムが必要とされる。

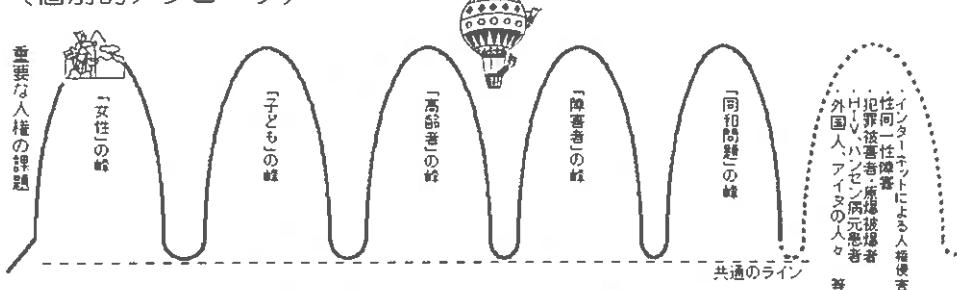
例えば、「わたしたちのまち 再発見！」

（大阪府同和教育研究協議会発行）は、その価値観をお互いで気づくためのワークシートである。研修会で配布し、まずは一人でこの地図に隠されている人権にかかわる事がらを探す。つぎに、班構成にし、お互いの情報を交換する。「答え探し」ではないことを事前に伝えておく。だいたい、一人のときは5～7程度の発見がある。



### 「人権」の山脈

（個別的アプローチ）



「人権感覚」高原（普遍的アプローチ）

人権教育を通じて育てたい資質・能力 「人権教育の指導方法等の在り方について」より抜粋

**知識的側面**  
・自由、責任、正義、平穏、尊厳、権利、義務等の概念の理解  
・人権の発展、人権侵害者の歴史や現状  
・人権に関する法令や条約  
・人権擁護のために活動している機関

**価値的・態度的側面**  
・人間の尊厳、自分や他者の価値を感知する感覚  
・多様性に対する肯定的評価  
・理想に向かって活動する意欲や態度  
・自分の行為に責任を負う意志や態度

**技能的側面**  
・互いの相違を認め受容できる技能  
・他者の痛みや感情に共感する想像力  
・適切な自己表現等のコミュニケーション技能  
・観察、差別を見極める技能  
・対立を非暴力的に解決する技能

#### 【人権感覚を育てる基礎的な力】

- ◎ セルフエスティーム（自己肯定感情・自尊感情）
- ◎ コミュニケーション能力
- ◎ アサーティブネス（非攻撃的自己主張・主体的な自己主張）
- ◎ 協力できる力

班になると、これが12～15程度にふくらむ。つぎに、全体で班ごとの発見を交換する。すると、20～23程度の指摘がある。どんな研修会でも、だいたい同じような結果となる。一人では気づかないことがある。他人の意見に気づきがあることがわかる。こうして私たちは、問題解決のための「技能・スキル」を研鑽していく。「人権感覚を育てる基礎的な力」（セルフエスティーム・コミュニケーション能力・アサーティブネス・協力できる力）もここで鍛えられる。

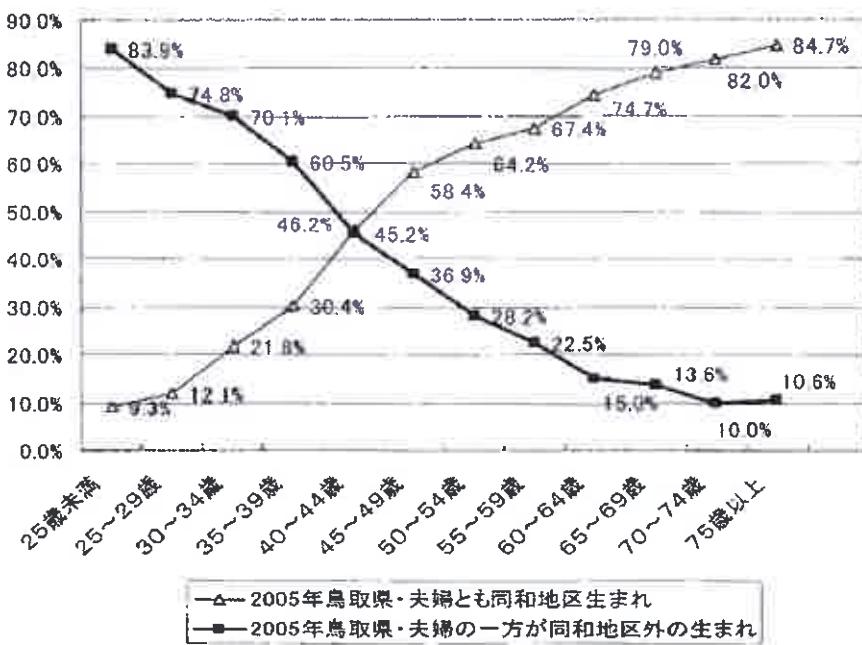
これが今日の人権教育・啓発が目指す大まかな枠組みであろう。

## 1. 「越えがたい壁」が崩れ始めている

このグラフは、昨年発行された本誌で奥田均氏が掲載した結婚に関する類型を示したものである（「結婚差別問題を考える～結婚差別データで考える現実と課題」）。

### 「越えがたい壁」が崩れ始めている (奥田均『データで読む現実と課題 結婚差別』)

図1 年齢階層別結婚類型 [2005鳥取]



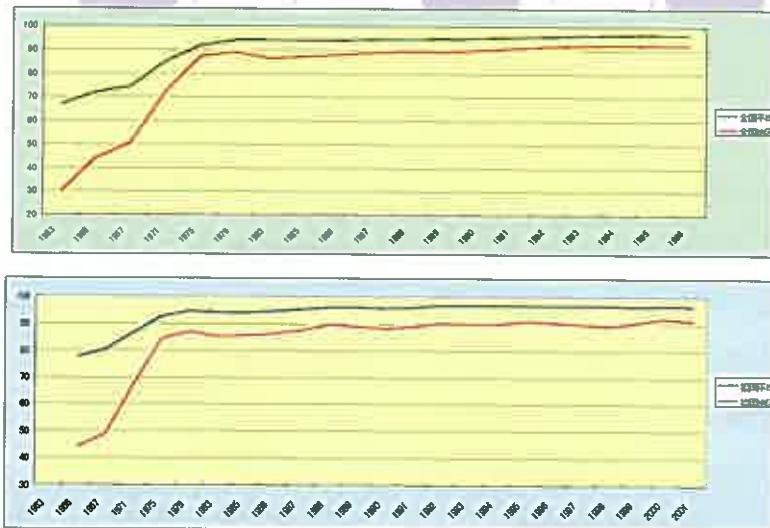
グラフは、2005年度に鳥取県で同和地区に住む人たちを対象に行われた調査で、まさに「変化」を示している。75歳以上の結婚は、84.7%が「夫婦とも同和地区の生まれ」であり、逆に25才未満では「夫婦の一方が同和地区外の生まれ」が83.9%を占めている。50年間の時間がまったく逆の類型を示した。奥田氏は、この時、福岡県のデータも示しているが、「い

「それにおいてもはっきりしているのは、若い人ほど、最近の結婚ほど部落内外の通婚率が着実に高まっている」と指摘する。その要因は、単に同和問題への取り組みのみに求めるだけでなく、日本社会が大きく変動した60年代の高度経済成長期をいかに対象化するのかという問題等、さまざま考えることができそうだが、筆者なりに、考える素材を少しばかり提供することにする。

### (1) 高校進学率の推移

その一つが、高校進学率の推移という問題である。このグラフは、解放同盟福岡県連から提供していただいたもので、福岡県と全国の推移がわかる。このうち全国の推移を見ると、1995年は全国平均が96.7%に対し、全国地区（被差別部落）では92.3%となっている。ここでは5ポイ

### 福岡県・全国の高校進学率推移



ント弱の差が見られ依然として格差があることがわかる。これが20年前の1975年では、全国（91.9%）に対し全国地区（87.5%）であり、ともに5ポイント程度低くなっている。したがって、この20年間両者の格差は解消されないまま推移したことがわかる。この格差が、現代の部落問題の所在を象徴している。ただし、1963年を見ると、全国が66.8%に対し、全国地区は30%であり、実に36.8ポイントの差があった。この間、全国でもほぼ10年の間に25ポイントの上昇があるが、全国地区では57.5ポイントと進学率の急激な上昇が見られる。

これは、同和教育への取り組みが多大な成果を収めたというべきであろう。1960年代初頭、高知県の被差別部落の人々が、「義務教育は無償である」という日本国憲法第26条第2項の条文を盾に、「教科書無償化」運動を提起したことはあまりにも有名である。この運動は全国に広がり1964年から69年にかけて、小・中学校の教科書が無償となった。この間、全国同和教育研究協議会では部落の子どもたちの長欠・不就学解消のために力を尽くし、また、「進路保障は同和教育の総和」であるとのスローガンを掲げた。1969年制定された同和対策事業特別措置法（10年間の時限立法）は、高校進学率に象徴される生活上の格差をなんとかなくそうと、様々な施策を行い、部落出身の子どもたちへの奨学金を給付制とし、親・子ども含めた高校進学へ条件を整えた。こうした取り組みが、部落の高校進学率の上昇を促したことは想像に難くない。先の教科書無償化の運動がそうであるように、こうした教師たちによる

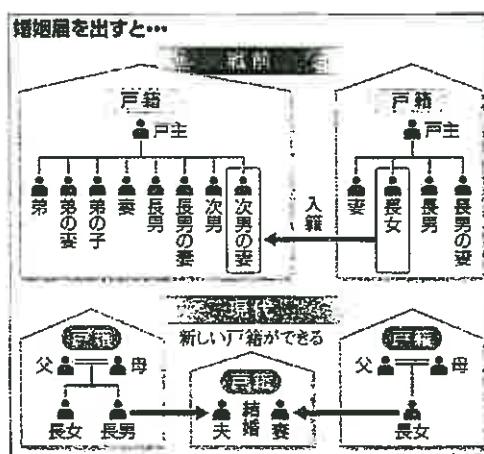
取り組みが部落であるなしにかかわらず、日本全体の子どもたちの進学率の底上げを図ったのである。ちなみに、進学・就職に関連して、1970年代から取り組まれた「統一応募書類」の普及も大きな力を持った。70年代までは、履歴書に本籍地や親の職業・学歴、家庭の資産、宗教、兄弟の所属（学校・職場）を記入させられていた。これが差別選考だとは考えなかつたのである。本籍地を都道府県のみにとどめる、保護者の職業の項目をなくす等の取り組みが行われ、今日では、本籍地や保護者の項目もなくなつた。この取り組みも、進学や就職差別の撤廃に大きな役割を果たしていった。

## (2) 戸籍制度が変わった

右の新聞記事は、戸籍制度が戦前と戦後で変わったことを伝えている。憲法では、第24条で「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」を語っているが、戦前民法に定められた家族制度が廃止され、戸籍制度はそれまでの家単位の戸籍から夫婦単位の戸籍となった。つまり戦前は家には戸主がいて、子どもが結婚すると、妻（夫）は戸主の戸籍に入籍する形であったが、戦後は結婚をすれば自動的に新しい戸籍が作られるようになった。結婚は、家に入るという形から、夫婦が新しく家を作る形になったのである。したがって、血統であるとか、「血」が違うなどという概念は、こうした戸籍制度をみる限り、何の意味も持たないのである。

## ニュースがわからん!

### 芸能人の「入籍」結婚と違うの?



**同じ意味だよ 戦前の戸籍制度の名残だね**

アツルさん 少年隊の東山 紀之さんか能郷の木村佳乃さ んと結婚しちゃったわ。芸能界のビッグカップル誕生が続いたわ。歌舞伎の市川海老蔵さんとキャスター 小林麻奈さんの盛大な結婚式 よ。戸籍の上で「結婚は、婚姻届を出して夫婦となる」

題になつた。  
ア 藤龍ニュースではなく、「入籍しました」といふのが、「結婚」と同じことなん  
ど、「結婚」と同じことなん  
でしょ。  
ア もちろん同じ意味だ  
「入籍」は別の用語に入  
る」という意味だ。どちらか  
が言葉で、すでに言葉を持つ  
ていいと思うが、相手がその  
言葉に入ることもある。この  
場合の結婚は、文字通りの  
「入籍」になるね。  
ア すみじい初版同士なの  
に「入籍」つごろのはまば  
かしい。「結婚」を「入籍」というのは、戦前の戸籍制度の  
名残とも言えるからね。明治時代にできた民法では、戸籍  
は一人の戸主の下に記録す  
る形だった。戸主の息子が結  
婚すると、その相手は夫のい  
る戸籍に入る。つまり入籍す  
るというわけだ。  
ア 「戸籍」二夫婦で「戸籍」

が基本だよ。戦後、男女平等の意識のみに基づいて成す  
ると定めた。戸主をなくし  
て夫婦は対等としたんだ。こ  
れに対して、「入籍」には昔  
ながらの「婚姻に入る」とい  
う用法がある。  
ア 若い人はあまり抵抗  
がないみたいだけど、  
戦前の戸籍制度を知らない  
人も多くなったから、彼  
密に使い分けないんだろう  
よね。朝日新聞は有名人の結  
婚を報道するとき、「入籍」という言葉を使わず、「結  
婚」「婚姻届を出した」と書  
いてる。  
ア 結婚といえば、戸籍も  
も増えてきたわ。  
ア 戸籍届を出すと、戸籍  
上の夫婦別姓ができない。  
それで、別姓を取むカップルは  
婚姻届を出さないようだ。結  
婚して新しい戸籍をつくると  
きは、夫婦どちらか一方の姓  
を選択せらるべきだからね。結婚  
に対する考え方は多様になつ  
ているよ。

(柳沢敦子)

■この欄で、ききたい質問をお待ちします。wakaran@asahi.com

(2010.10.30 朝日新聞)

また、戸籍制度の変化と合わせ、見合い結婚から恋愛結婚へ結婚の形態が変化したこと、部落内外の通婚率が増える要因とはいえないだろうか。『第13回出生動向基本調査』(厚生労働省)によると、2005年に結婚した夫婦の87.2%が恋愛結婚であり、見合い結婚は6.4%である。これをさかのぼれば、1970年前後に逆転し、1935年では見合い結婚(69.0%)恋愛結婚(13.4%)となっている。見合い結婚であれば、「家」が重要視されるが、恋愛であれば本人同士の問題となる。結婚における身元調査などはおもに恋愛結婚の際に行われることがおそらく多いと思われる。

### (3) 高度経済成長期において

「金の卵」という言葉をご記憶の方もいると思う。1960年代、中卒で集団就職していった子どもたちのことである。田舎から都会へ、多くの若者が都市へ移り住んだ。それまで、家業を継ぐことが子どもの務めであった。例えば、百姓であれば先祖代々受けつがれた農地を守るために、子のうちの一人(長子?)は百姓でなければならなかつたが、そうした、しきたりのようなものが、この時代大きく揺れ動いた。大雑把に言うと、第一次産業(農林漁業)に従事していた人たちの子がほとんど、二次産業・三次産業へと職業を変えたのである。つまり、今日核家族化といわれる状態の初発がここに始まるのである。若者は、田舎を捨て都会でサラリーマンとなる。そこで結婚し、家庭を持つのである。この事態の進行は、従来の家族制度を崩壊させ、結婚観をも変えていくことにつながったといえよう。

1964年のオリンピック開催に合わせ開通した新幹線は、東京・大阪間を3時間半で結んだ。このことに象徴されるように、この時代以降、日本列島は、距離や時間が一挙に縮まり、経済構造や社会構造をも変化させたといえる。

### (4) さて皆さんは?

皆さんはどう思われるだろうか。戦後60年は確実に同和問題の解消へと舵を切り、進行しているのである。これらの過程は、部落問題の克服への過程であり、今後の人権教育や啓発の方向性を検証することにもつながる。先の奥田氏は、同書で「『壁の崩壊』は無傷では進んでいない」とも警鐘を鳴らしている。つまり、結婚をしていても、その際差別の体験を持つ人たちが鳥取県でも、24.2%を占め、若年層ほどその傾向が強いことも指摘している。これは、恋愛結婚が多いほど被差別体験につながることを示しているともいえる。

以上見てきたように、およそ50年間の結婚類型(部落内・外)から、この変化は何をその原因とするのかについて、筆者の私見を述べてきた。皆さんはどう考えるだろうか?



被差別部落を指す) というものである。そのほとんどが同和問題に関係することへの誹謗・中傷であり、「同和=利権」という図式のもとにこれを批難するのである。また、在日外国人や宗教団体、政党等々への誹謗等も相当数にのぼっている。こうした書き込みには一定のモデルがあるようだ。ともかく、一枚の新聞記事をもとに、ネット上で、こうした書き込みが集中して行われる。むろん「名無しさん」を名乗っているので、本人が特定されることもない。無記名であるが故に飛び交うネットを介した「書き込み」「口汚くののしる」類の書き込みがくり返されることで過熱し、「にくしみ」へと変化する。つまり、不満のはけ口であるかのような役割を果たしているのである。放っておいて良いが、何か危険なを感じてしまう、のは私だけだろうか?

## (2) 差別は、いわば暗黙の快楽なのだ

辛淑玉と野中広務の対談集『差別と日本人』(角川書店) が出版された。辛は在日コリアンとして、野中は被差別部落の出身者として、その思いが日本社会に潜む差別の問題を小気味よく暴いている。そこでは差別意識の存在を「いわば暗黙の快楽」だと喝破し、「それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。」(辛淑玉・野中広務『差別と日本人』角川書店)

(インターネット・落書き・手紙事件)

差別は、いわば暗黙の快楽なのだ。例えば、短絡した若者たちが野宿者を生きる価値のない社会の厄介者とみなし、力を合わせて残忍なり方で襲撃する時、そこにはある種の快楽が働いているのだ。それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。

差別は、いわば暗黙の快楽なのだ。例えば、短絡した若者たちが野宿者を生きる価値のない社会の厄介者とみなし、力を合わせて残忍なり方で襲撃する時、そこにはある種の快楽が働いているのだ。それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。

差別は、いわば暗黙の快楽なのだ。例えば、短絡した若者たちが野宿者を生きる価値のない社会の厄介者とみなし、力を合わせて残忍なり方で襲撃する時、そこにはある種の快楽が働いているのだ。それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。

## 差別意識の存在

差別は、いわば暗黙の快楽なのだ。例えば、短絡した若者たちが野宿者を生きる価値のない社会の厄介者とみなし、力を合わせて残忍なり方で襲撃する時、そこにはある種の快楽が働いているのだ。それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。

差別は、いわば暗黙の快楽なのだ。例えば、短絡した若者たちが野宿者を生きる価値のない社会の厄介者とみなし、力を合わせて残忍なり方で襲撃する時、そこにはある種の快楽が働いているのだ。それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。

差別は、いわば暗黙の快楽なのだ。例えば、短絡した若者たちが野宿者を生きる価値のない社会の厄介者とみなし、力を合わせて残忍なり方で襲撃する時、そこにはある種の快楽が働いているのだ。それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。

差別は、いわば暗黙の快楽なのだ。例えば、短絡した若者たちが野宿者を生きる価値のない社会の厄介者とみなし、力を合わせて残忍なり方で襲撃する時、そこにはある種の快楽が働いているのだ。それは相手を劣ったものとして扱うことで自分を保つための装置でもあるから、不平等な社会では差別は横行する。そして、あたかも、問題があるので差別される側であるかのように人々の意識に根付き蓄積していく。

## (3) 「見なされる」ことへの忌避意識

奥田氏は差別意識の存在を、「『部落出身者であると見なされる』可能性を避けようとする意識を形成しはじめた」という。土地「差別」が問題になっているつまり、家を建てようとするとき、建築予定地が被差別部落であるかないかを調査するというものである。

1998年長崎県内に本社のある建設会社の社員が、

福岡県内のある市役所を訪れ、同和地区の所在地を問うた事件があったが、これも「お客様」の要望である。簡単にいえば、「同和地区」に住みたくない、という意識である。同和地区に住めば、同和地区住民と見なされることへの忌避意識である。

結婚に関してもこのような意識が働いている。2009年山口県で起こった結婚差別事件で、父親は「もし、お前が付き合いを続けるなら、妹と姪の前で土下座して、『あなたたちの人生をめちゃくちゃにしてしまうけど、それでもいいから

ら彼とは付きあいます』と言え」と怒鳴ったという。この女性を仮にAさんとすると、Aさんが部落出身のBさんと付き合い結婚することで、どうして妹や姪の人生をめちゃくちゃにしてしまうのであろうか。Aさんは父親から、常々「在日外国人（韓国・朝鮮人）や部落の人、宗教関係の人とは交際、結婚してはいけない」と言われ、育てられたという。

ここに働いた意識は、まさに部落差別をうける側になりたくないという「幸せへの希求」ではないだろうか。

## 「見なされる」ことへの忌避意識

部落差別をうける側になりたくないという「幸せへの希求」が、「部落出身者であると見なされる」可能性を避けようとする意識を形成しはじめた。部落や部落出身者への直接的な忌避意識ではなく、「部落出身者であると見なされる」ことへの忌避意識である。こうした忌避意識の前提には、差別の現実に対する悲観的な理解が存在している。奥田均『見なされる差別』（78頁）

（結婚差別、土地差別）

「在日外国人（韓国・朝鮮）・部落・宗教関係の人とは、交際、結婚してはいけない」

（「山口県で起こった結婚差別事件」2009年）

娘に別れると親族会議で  
交際中の相手が部落出身とわかり

「なにがいけないのじゃないだろう。これは、お前たちだけの問題じゃない。周りのみんなに、どれだけ迷惑がかかるのか」。娘の交際相手が部落出身であることがわかり、別れさせるためにひらかれた親族会議での父親のことば。「別れない」という娘に父親は本気で頭を殴り続けた。父親は山口県内で病院を経営する医師。

（解放新聞）（部落解放同盟機関紙）

### 3. 被差別部落とは？

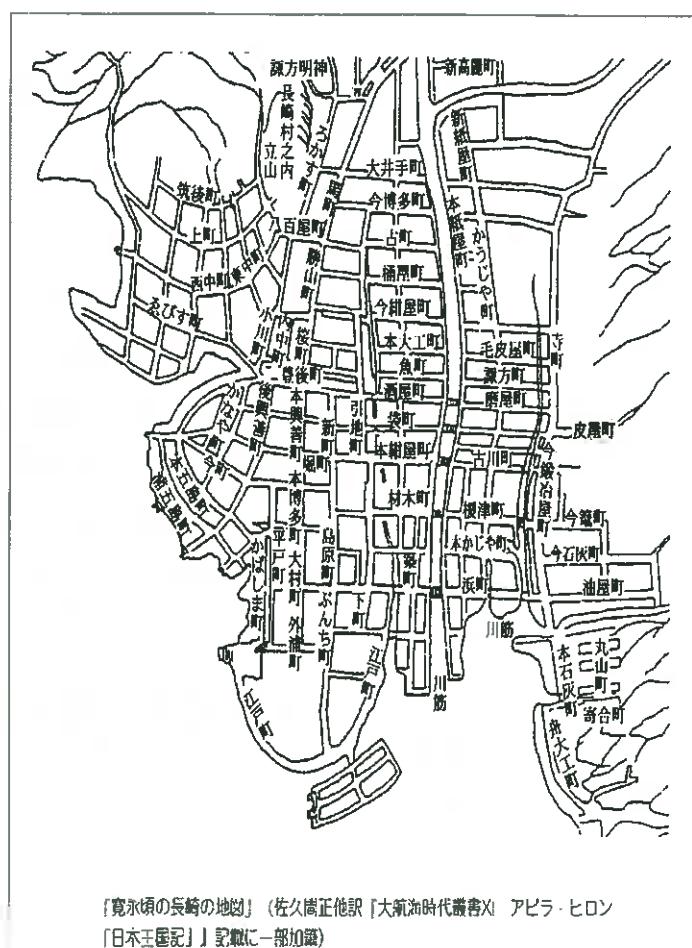
#### (1) 長崎の被差別部落

被差別部落とは、いったいどんなものだろうか。ここでは長崎を舞台に、その前史ともいえる江戸時代のかわた・長吏（「えた」は蔑称とされる）といわれた人々の姿を、のぞき見ることにしたい。これまで、部落史というと「差別」がキーワードとされたが、部落の歴史という場合、それでは一面的である。長崎の部落史を特徴づけてみると、一つは海外貿易であり、今ひとつはキリスト教との関連である。長崎歴史文化博物館に所蔵される「寛永長崎港図」（1630年代頃）には、現在の寺町にあたる坂道（幣振坂）に「かわた町」が記載されている。（同書翻訳本に挿入された「寛永頃の長崎の地図」（下の地図）にその記載はないので、該当箇所に「皮屋町」と書き加えている一筆者）。

## 貿易とキリシタンと被差別部落

### 寛永長崎港図

（長崎歴史文化博物館）



「寛永頃の長崎の地図」（佐久間正他訳『大航海時代叢書X』アピラ・ヒロン  
「日本王國記」）記載に一部加筆

スペインの貿易商人であったアビラ・ヒロンは『日本王国記』において、長崎の町を観察し、「市街の、最もひどい町はずれにいる、鼻高、雪駄、金剛などの履物や草履を作る者たち、これらの人々は漁師らよりも低くみられているが、鹿皮をなめす連中も、彼らと一緒に住んでい

る」との記述を残している。つまり、履物や草履を作る者たちと鹿皮をなめす連中がここに住んでいるというのである。

長崎の町は1570年頃から、貿易とキリスト教布教のために意図的に造られた新しい町である。したがって、ほとんどの住民は他所からの移住者である。町名にその名残が残されているし、また職人町を思わせる町名も多くある（詳しくは『被差別民の長崎・学』長崎人権研究所）。したがって「かわた町（皮屋町）」を形成した人々も、必要があって長崎の町造りに加わったのである。かわた町が担う履物産業は、多いときで6万人にものぼる長崎の住民たちの生活を支えたのである。また、別の側面では、対外貿易における輸入皮の存在も重要である。

1663年（寛文3）中国船によってもたらされた皮のうち、鹿皮は24万5354枚にのぼり、牛皮は6059枚であった。天和2年（1682）では、鹿（9万8096枚）に対し牛皮（2万8741枚）であった。これらの輸入皮に、「かわた」は特權を持ち、また、五ヶ所商人（京都・堺・大阪・江戸・長崎）とともに入札に加わったことが明らかにされている。山脇悌二郎氏は『長崎の唐人貿易』において、「す（素）で輸入された牛の皮も少なくない。これは中間品であって、丹殻（紅樹皮）でなめしていたらしく、長崎と大坂のかわたは、これを専業にしていたものだった」とその役割を記している。ここで触れられている大阪のかわたとは、大坂渡辺村の皮商人を指し、渡辺村には江戸時代初頭、和漢皮問屋と称された十数人の皮商人が存在し、毎年長崎に赴き輸入皮を買い取ったとされている。これらを勘案すると、長崎のかわたまちは大坂渡辺村の出張所的な性格を持って形成されたと思われる。

市外の、最もひどい町はずれにいる、鼻高、雪駄、金剛などの履物や草履を作る者たち、これらの人々は漁師らよりも低く見られているが、鹿皮をなめす連中も、彼らと一緒に住んでいる。しかし鹿やかもしか皮で足袋や手袋や袴を作る職人は尊ばれている。

アビラ・ヒロン『日本王国記』

●皮屋町（江戸時代の被差別部落）の移転  
1600年代初頭→1648年→1718年→  
寺町時代　西坂時代　馬込時代

## 長崎貿易と被差別部落



す（素）で輸入された牛の皮も少なくない。これは中間品であって、丹殻（紅樹皮）でなめしていたらしく、長崎と大坂のかわたは、これを専業にしていたものであった。

（山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』）

●皮革類の輸入状況

	鹿	牛
寛文3年（1663）	245, 354	6,059
天和2年（1682）	98, 096	28,741

●皮革類の輸入（中国船）永積洋子『唐船輸出入品数量一覧』

## (2) キリストンと被差別民

元和の大殉教を前後して、長崎では多くのキリストンが弾圧を受けた。この時、かわた町住民も、長崎の多くの町人がそうであるように、キリストンであった。ここに掲げている「サルバネス書簡」は、キリストンを処刑する際、科せられた役目を拒否した住民の様子が書かれたもので、このような事例が5例潜伏した宣教師によりマニラに報告されている。なおこの手紙には、

エル NANDO、ナバーレーという宣教師が「彼らに施しを与え、ミサを捧げ秘蹟を授けて彼らを援け、そのためにちいさな礼拝所を作りました。」と続けている。このうち、ナバーレーとはドミニコ会の宣教師で教会は現在の桜町小学校にあった。このように、江戸時代初頭、長崎でキリストン弾圧の嵐が吹き荒れたとき、かわた町住民も抵抗の姿勢を示したのである。

## (3) 被差別民の存在理由

田中優子氏は『カムイ伝講義』(小学館)で被差別民の存在について、つぎのように述べている。  
 ①いかなる職業もその職種が社会的に不可欠であること。  
 ②だから社会から排除することはできない。  
 ③しかし、差別構造に位置づけられる。というのである。このうち、①②は比較的理解できるが、③については、当時の社会観が反映されているといえよう。汚い・きつい・危険、と一頃いわれた仕事がある。いわゆる3Kである。社会でこれらの職種を嫌うという観念があるとする。すると、人びとはできるだけこのような職種を避けるようになる。現在は身分制社会ではないから、差別構造に位置づけられるとはならないだろうが、やはり3Kに対する差別観はあるのではないだろうか。さらに、職能と居住地が世襲となり固定化されたともいう。ここに身分制社会の本質が見える。必要であっても社会的に「避けられる職種」に従事させることにより、被差別身分と位置づけ

## キリストンと被差別民

### 『サルバネス』書簡

この機会に殉教者から生じた二番目の大きな偉業は、獣類の皮をはぐことを職業としている皮屋cuvayaの上に起ったことです。これらのはぐるのは牢の番をし、死刑になるものを縛って連れていく仕事もしています。この者たちは今から二年前12人の聖殉教者が焼かれた時(1618年11月25日)と同じように今回も、罪であることを知っているので、処刑の仕事に出て行こうとしませんでした。

## 被差別民の存在理由

いかなる被差別の職業(役?)も、まずその職種の存在が社会的に不可欠である、ということであり、だからこそ社会から排除することはできず、差別構造の中に位置づけられるのである。

問題は、そのような需要と供給から、職能と居住地が世襲となり、固定化された事だろう。(武士・百姓・町人)

(田中優子『カムイ伝講義』小学館)

### (封建的賤視観)

られ、さらに世襲制である。徳川家光が「生まれながらの將軍」と自らを位置づけ、その権威を高めたといわれるが、これと逆のベクトルが被差別民には作用した。世襲化とは、生まれながらの被差別民なのである（封建的賤視観）。

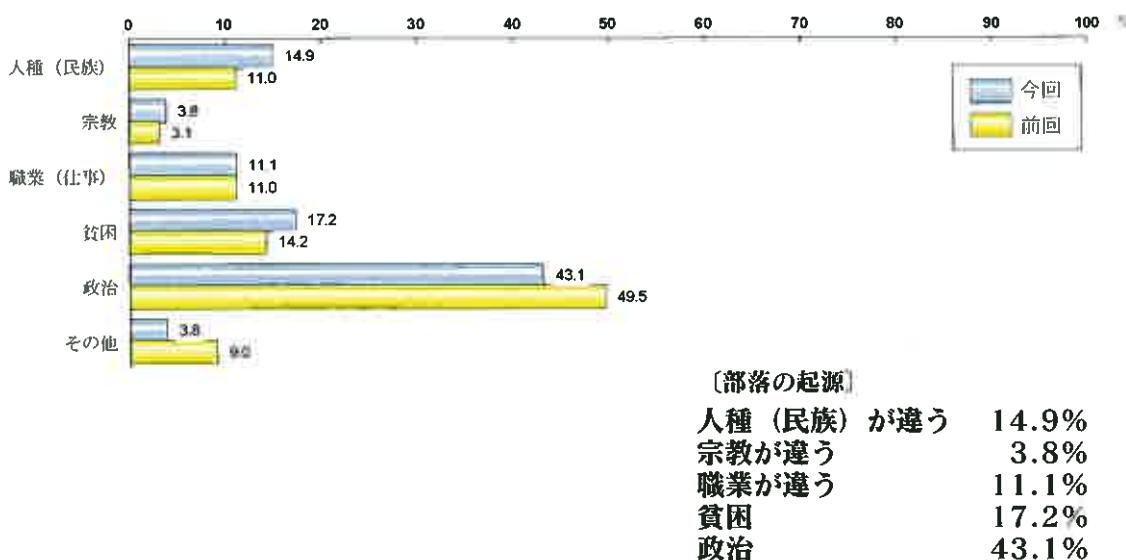
あたかも、その「嫌われた仕事」故に被差別民たり得るかの理由となりがちだが、江戸時代のかわた・長吏とされた被差別民は、農業を行う農民であり、履物類（雪駄）の生産に従事する職人であり、西日本一帯で皮商売を営む商人でもあった。したがって、差別の根拠を「仕事」に求めることはできない。強いていえば、世襲化された身分制なのである。

#### 4. 近代社会と部落問題

下の図は、平成13年に行われた人権に関する県民意識調査で「被差別部落の起源」を聞いたものである。「政治起源」が半数弱を占めるが、人種（民族）（14.9%）、職業（仕事）（11.1%）、貧困（17.2%）も拮抗している。このうち、人種起源については、同和対策審議会答申（1965年）で、「世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならぬのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである」と強い調子で否定されている。なぜ答申で、このことに触れられたのであろうか？それは、1960年代まで、部落＝異人種（民族）との観念が社会に流

## 被差別部落の起源について

人権に関する県民意識調査（平成13年度）



布していたからである。これを解き明かすためには、近代社会に成立したいわゆる「特殊（種）部落観」に言及しなければならない。

### (1) 異民族起源には意味がある

島崎藤村は『破戒』において、部落出身の教師瀬川丑松を主人公に部落差別の理不尽さを世に問うたが、藤村は丑松に「人種さえ変わりがなくば、あれほどの容姿（きりょう）を持ち、あれほど富裕（ゆたか）な家に生まれてきたのであるから」と述懐させている。つまり藤村はこの時代流布する「人種起源」をそのまま反映させたのである。じつは「特殊（種）部落」という言葉が使われはじめたのが明治40年代である。『破戒』の出版は明治39年、時期を同じくしている。

ではなぜ、人種起源が流布したのか、それは「違ひ」を求めるための標識としてである。人種は民族に、民族は、朝鮮の人々だと、転化していった。この背景を探るために二つ言説を紹介しよう。

### (2) 脱亜論・人世三宝

一つは、福沢諭吉の「脱亜論」といわれるものである。諭吉は1885年（明治18）「時事新報」で、「不幸なるは近隣に國あり、一を支那といい、一に朝鮮という」「その支那朝鮮に接するの法も、隣國なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人がこれに接するの風に従って処分すべきのみ。悪友を親しむものは悪名を免れるべからず。

われは心においてアジア東方の悪友を謝絶するものなり」と述べている。十年後日本は、日清戦争に突入するが、アジア蔑視の思想は、このように用意されている。

今ひとつは、西周の「人世三宝説」である。「人の世に宝たるもの三つあり。……その三宝とは何物なるやというに、第一に健康、第二に知識、第三に富裕の三つのものなり。……故に

### 近代社会は、異民族起源説一色だった。 特殊（種）部落観の成立

- 「同族の哀憐(あわれみ)は、この美しい穢多の女を見るにつけても、丑松の胸に浮かんできた。人種さえ変わりがなくば、あれほどの容姿(きりょう)を持ち、あれほど富有(ゆたか)な家に生まれて来たのであるから、無論相当のところへ縁付かれる人だー」島崎藤村『破戒』(1906年・明治39)

水平社運動 → 部落改善運動 → (戦後)国策樹立請願運動 → 同和対策審議会答申 → 同和対策事業特別措置法

### 異民族起源には、意味がある

- 「違ひ」→ 人種（民族）に。
- 社会ダーウィニズム（進化論・自然淘汰論）  
「脱亜論」（福沢諭吉）  
人世三宝説（西周）

差別の原因を、部落の環境の劣悪さ、・貧困・不就学・習俗・習慣、に求める。  
→特殊（種）部落観の成立  
(近代的価値観)

今この道徳論にてはこれ三つの物を宝とし、これを貴びこれを重んじこれを欲しこれを希ひこれを求むるを所謂最大福祉を達するの方略とするなり」というものである。これが追求される理念であれば、もっともなことであろうが、人々の価値観として普及すれば、新たな差別を生むことにつながる。対比させてみよう。健康一病気、知識一無学、富裕一貧乏、つまり、対の状態であることは、否定されるものとなる。これらは、言ってみれば近代的価値観ともいえる。西洋から移入された社会ダーウィニズムは、進化に対比するものは自然淘汰すると唱え、「対」の状態である場所の象徴を特殊（種）部落とし、その原因を異種・異民族に求めたのである。当時の行政文書や新聞等には「特殊部落」=異（種）民族という図式が当然のごとく描かれている。また差別の原因は彼らの、つまり部落の環境の劣悪さ、あるいは貧困、さらに不就学、また習俗や習慣にあるのだとされた。これが、部落改善運動（融和運動）といわれるもので、部落は否定されるものとして出発したのである。1922年（大正11）結成された全国水平社は、こうして差別の原因を部落に求めたことに対する反旗として、水平社宣言を採択した。宣言には、「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」とい、「かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱しめ、人間を冒涜してはならぬ」と現在の言葉で言えば、セルフエスティーム（自尊感情・自己肯定感）の精神に溢れている。

## 5. 部落差別をなくすための模索

奥田均氏は、『見なされる差別』（解放出版社）で「忌避意識解体への模索」

として、

1. 忌避意識への対抗、
  2. 差別撤廃への「社会的躰」の形成、
  3. 部落内外の協働の推進、
- を挙げている。冒頭挙げた差別克服への道筋を「模索」として提案しているのである。

ここではその提案を紹介し克服への道筋を模索していきたい。

### (1) 忌避意識への対抗

忌避意識への対抗とは、部落を避ける、部落との関わりを避けるという事である。忌避意識の前提には「差別の現実に対する悲観的な理解が存在している」とするが、この悲観的理解と

### 部落差別をなくすための模索 (奥田均『見なされる差別 なぜ部落をさけるの』)

#### 1. 忌避意識への対抗

「封建的蔑視觀と近代的価値觀に立脚した差別のまなざし」への対抗

- 部落問題に対する正しい知識の習得
- ハードとソフトの両面を含む生活実態の改善

#### 2. 差別撤廃への「社会的躰」の形成

「今日では差別は許されない状況にあり、差別する人はやがて孤立してしまう」社会をつくる。

- 差別禁止法の制定—差別は社会的に許されない犯罪
- 企業・行政・宗教界での取り組み—自分の働く会社でも取り組んでいる。
- 市民相互のルールづくり—「そんなことをいつまでもやっていれば、皆とうまくやっていけないよ」

は、「封建的賤視観と近代的価値観に立脚した差別のまなざし」が払拭されていないという事だろう。封建的賤視観には、前章「被差別民の存在理由」の項でその虚構を指摘しておいた。また、近代的価値観においても、「近代社会と部落問題」の項で克服さるべき点として、アジア蔑視・民族差別と、今日言う「社会的弱者」への差別の問題として明らかにした。奥田氏が指摘する「部落問題に対する正しい知識の習得」とはこのような事であろうか。

「ハードとソフトの両面を含む生活実態の改善」とは、すでに2002年部落問題にかかる特別措置法が失効し、理解としてはハード面において被差別部落は大幅に改善した、同和対策事業特別措置法が制定された40年前「明らかにそこが部落とわかる」ような状態はなくなったとされる。ただ、ソフト面において、2000年「人権教育・啓発推進法」が施行され、今日差別意識の解消に向けて努力が続けられている段階である。

## (2) <sup>しつけ</sup>差別撤廃への「社会的誤」の形成

「今日では差別は許されない状況にあり、差別する人はやがて孤立してしまう社会」をつくることを実現するために、a差別禁止法の制定、b企業・行政・宗教界での取り組み、c市民相互のルールづくり「そんなことをいつまでもやっていれば、皆とうまくやっていけないよ」の三点を挙げている。このうちaについては、「社会のおきて」として差別禁止を法律で明記しようというのである。bは「みんながやっているよ」という事だろう。学校でも、職場でも、行政でも、どこに行っても、部落差別の問題に取り組んでいる社会を現出しようという。そうであれば、多少の反発があっても、どっしりした姿勢で臨む事ができる。つまり社会的認知という問題である。

cについては、これまでとまったく逆のイメージづくりである。山口県であった結婚差別事件のおり、親族会議が開かれ、そこで父親はAさんをなじっている。この時、親戚の誰かが一人でも、「それはおかしいよ」と言い、一人でもそれに賛成したら、状況は変わったかもしれない。皆が父親に賛同したのである。そこに「市民相互のルールづくり」の必然性が求められる。

角岡伸彦氏は『はじめての部落問題』（文春新書）でつぎのようなエスニック・ジョークを紹介している（<http://www.shos.info/doc/ethnicj.html>参照）。

イギリス人は、歩きながら考える。

フランス人は、考えた後で走り出す。

スペイン人は、走った後で考える。

日本人は、誰かが走っているから、後について走る。

日本人は主体性に欠けるというのである。それで思い起こすものは、「世間」という問題である。阿部謹也氏は「現実の日本人の多くは社会を構成する個人としてよりも、世間のなかにいる一人の人間として行動している方が多い」とし、さらに世間は「全部例外なく常に排他的

で差別的な構造をもっている」と警鐘を鳴らしている（『ヨーロッパを読む』石風社）。市民相互のルールづくりとは、この世間意識に立ち入る事になるのかもしれない。

### （3）部落内外の協働の推進

「部落の周辺地区住民ほど差別意識は強い」との言説が従来あったが、2000年に大阪で行われた「部落実態調査」では、「部落の周辺地区住民ほど差別意識が弱い」との調査結果になったという。G.W.オルポートは「接触理論」の中で、「問題の核心は（略）その接触が表層どまりであってはならない」ということのようである。いっしょに物事をするようにしむけるたぐいの接触のみが、おそらく態度の変化をもたらすだろう。（略）連帯性をはぐくむのは目標への協同的精進である」と述べている。大阪では「まちづくり市民運動」で仕事や福祉、教育など地域で部落内外の協働が行われており、これが差別撤廃に有効であるとしている。協働の推進とは、さまざまな形態があるが、長崎では毎年秋にJR長崎駅前の「かもめ広場」で「いのち・愛・人権 ながさき市民のつどい」が行われている。太鼓、踊り（よさこい）、コンサート等いろいろな企画が行われている。これも一つの試みであろう。研修会・講演会の充実が図られる事はもちろんあるが、市民参加を促すような取り組みを考える必要を感じる。

### 3. 部落内外の協同の推進

「部落の周辺地区住民ほど差別意識は強い」（従来の言説）

↓  
「部落の周辺地区住民ほど差別意識が弱い」（2000年部落調査）

「問題の核心は（略）その接触が表層どまりであってはならない」ということのようである。いっしょに物事をするようにしむけるたぐいの接触のみが、おそらく態度の変化をもたらすだろう。（略）連帯性をはぐくむのは目標への協同的精進である」 G. W. オルポート「接触理論」

↓  
「まちづくり市民運動」（仕事・福祉・教育など地域で部落内外の協働）が差別撤廃に有効である。

## おわりに

以上「克服」をキーワードとし、「差別をなくすことは難しい」が半数弱を占めた県民意識調査を糸口に、部落差別が克服されている道筋を、結婚類型の変化を通して考え、なお、差別をささえる封建的賤視観や近代的価値観の虚構性を指摘しておいた。奥田氏の「社会的躰」の形成とは、まさに差別的な「世間意識」に抗する重要な要素となろう。「市民参加型の啓発」という言葉を聞いた。

大阪市では、人権に関するキャッチコピーやデザインを募集し、採用されたコピーとデザインは電車や人目のつく場所に張られ市民啓発の一助としているという。また若い人たちに対象を絞り、若者向けの情報誌（「KOKOROねっと」）が配られている。医師会にお願いして個人

病院の待合室や学校など若者が集まるさまざまな場所に情報誌がおかれていているという。参加型の啓発、これからキーワードとなるのかもしれない。

## 2010年度入選作品が決定しました！

**人権フォトコンテスト**

「ふれあい、そして輝き(きらめき)」をテーマに「人権」とイメージする写真を募り、企画より60作品のご応募がございました。その中より特選1作品をはじめ、計10作品の入選作品を決定しました。入選作品は、市役所1階玄関ホールにて入選作品展覧会を開催することにて、市役所でマークアップとして掲示します。また、大阪市役所ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/minori/> でもご覧いただけます。

(参考用)

■入選作品一覧  
平成22年1月1日～1月15日(火)開催の「ふれあい、そして輝き(きらめき)」人権フォトコンテスト入選作品一覧  
大阪市役所1階玄関ホールにて開催されます。地下鉄御堂筋線「本町駅」改札中央改札口(大正筋)、地下改札口(改札外)にてお見受けください。

- 第1位：「仲良し」 佐藤 健(大阪府)
- 第2位：「ご近所さん」 阿部 大輔(大阪府)
- 第3位：「七五三の日」 井戸 晃(和歌山県)
- 佳作賞：「里中からうとう～」 土屋 紗衣(和歌山県)
  - ・キャサ：MURAKAMI 真里
  - ・さゆみ：和田理子
  - ・月美：大庭
- 優秀賞：「おはなしく少食会」 TURBO
  - ・おはな：伊藤 美季
  - ・おはな：伊藤 美季
  - ・おはな：伊藤 美季
  - ・おはな：伊藤 美季
  - ・おはな：伊藤 美季
- 佳作賞：「おひるの友」 伊藤 美季(和歌山県)
- 優秀賞：「おはな～れ～」 井戸 晃子(和歌山県)
- 優秀賞：「おはな～れ～」 井戸 晃子(和歌山県)
- 優秀賞：「かへり物語」 MURAKAMI 真里(和歌山県)
  - ・ゆめ：吉川
  - ・ゆめ：吉川

■入選作品一覧  
平成22年1月1日～1月15日(火)開催の「ふれあい、そして輝き(きらめき)」人権フォトコンテスト入選作品一覧  
大阪市役所1階玄関ホールにて開催されます。地下鉄御堂筋線「本町駅」改札中央改札口(大正筋)、地下改札口(改札外)にてお見受けください。

- 第1位：「人権とは何？」 佐川 和久(東京都)
  - ・人権とは何？
  - ・人権とは何？
  - ・人権とは何？
- 優秀賞：「握手を握る手」 今山 由華(広島工業大学専門学校(広島県))
  - ・握手を握る手
  - ・握手を握る手
  - ・握手を握る手

**人権啓発ポスター・デザイン・キャッチコピー募集事業**

「ふれあい、そして輝き(きらめき)」等デザイン・キャッチコピーを公募しましたところ、デザインの西谷7点、キャッチコピーの横田玲央の2点が審査員による評議により採用されました。地下鉄御堂筋線改札口(改札外)にて掲示させていただきます。

また、大阪市役所ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/minori/> でもご覧いただけます。

(参考用)

■デザインの西谷に採用していただきました。採用登録料と一緒に提出していただきました。

●人権とは何？ 佐川 和久(東京都)

●握手を握る手 今山 由華(広島工業大学専門学校(広島県))

●人権は私化する。心の幅は、私化しない。 横田 玲央(大阪府)

●シフの歌だけ、歌を。 シフ AKA 口入学(中京区)  
私の住まい環境です。 シフ AKA 口入学(中京区)

声がけて、聞いて私まで。見通して、中トボタボタ(中京区)

心は公私界、差別を省きむけアーティスト。心を公私界に分けず。会社の未来は、豊かで明るい。 シフ AKA 口入学(中京区)

●人権は私化する。心の幅は、私化しない。 横田 玲央(大阪府)

8

7

(「KOKOROねっと」大阪市人権啓発・相談センター  
2010年12月号入選作品人権フォトコンテスト・人権啓発ポスター・デザイン・キャッチコピー)

\*本文中の「わたしたちのまち 再発見！」（大阪府同和教育研究協議会発行）はA3版の印刷物であるため、紹介にのみとどめました。原寸大のワークシートを入手されたい方は人権・同和対策課にご連絡下さい。

この文章は平成22年度に人権・同和対策課が担当した研修会での講義を元に、資料を加えて書き起こしたものです。